

なくせじん肺・アスベスト被害 労働局に要請 建設アスベスト給付金との関係など追及

10月17日、「なくせじん肺・アスベスト被害」北海道キャラバンの北海道労働局要請がおこなわれました。弁護士や建設アスベスト訴訟原告と建交労から9人が参加し、労働局からは健康課・労災補償課課長などが対応しました。

粉じん職場に対する監督指導について、道内の事業所数は1,848事業所で、令和6年度の監督指導件数は120件だと明らかにしました。

建設アスベスト給付金との関係で、労災認定において一人親方の期間の石綿ばく露作業歴の調査がきちんとされていないことで申請者に不利益を生じさせないように求めたのに対しては「労災認定については必要な期間があればいい」とし、給付金との関係については回答しませんでした。また合併症のない（労災認定されていない）管理2・3の石綿肺患者についても「制度改正を伴う」として局としての対応は示しませんでした。

アスベストアナライザーの使用実績については「令和6年度は5件（監督署数／複数回ふくむ）で、7年度上半期は2件」と明らかにしました。令和6年の管理区分申請数は70件、決定件数は前年からの繰り越しを含めて177件だと明らかにしました。

なお、じん肺管理区分決定に際してのCT画像について「合併症の診査など請求人の利益になる場合は参考として提出を受ける」との回答に関して「合併症についてはCT画像が有用なのは肺がらだけではないか」と追及しました。

10 労基署と3市にも要請行動

10月2日にスタートした「北海道キャラバン」は、10月7日に釧路労基署、8日に札幌中央労基署、札幌東労基署、小樽労基署、旭川労基署、滝川労基署、苫小牧労基署、室蘭労基署、函館労基署、帯広労基署と小樽市、旭川市、室蘭市に要請行動をおこないました。なお、苫小牧市、函館市、帯広市、釧路市には書面で要請しました。

JR北海道「安全に関する労使合同会議」

10月17日にJR北海道「第48回安全に関する労使合同会議」（会社と4組合の委員長・書記長）が開かれ、建交労北海道鉄道本部から竹田委員長と最上書記長が出席しました。この日の議題は、3月31日に北海道運輸局長から発せられた「鉄道の安全輸送の確保について」の指示に対して、JR北海道が6月30日に示した「講ずる措置」と7月31日に報告した「改善措置につて」で、第2四半期の主な取り組みの進捗状況が説明されました。続いて、7月30日に発生したカムチャッカ半島付近を震源とする地震の影響で太平洋沿岸に発令された津波警報により、運転見合わせや乗客と社員の避難をおこなった対応において得ることができた課題と好事例が報告されました。

安全輸送の確保については、4項目に分類された改善措置が進んでいることを実感しましたが、要員がギリギリの中で業務量の増加が心配になりました。また、津波対策では会社と自治体との連携の構築は二者の努力では限界があり、国土交通省が中心となって沿線自治体への援助など、対応の緊急性を感じました。11月におこなわれる国土交通省との交渉の場で、避難所や避難時に使用される用具について意見交換を深めてきたいと考えています。

【北海道鉄道本部 竹田吉宏】